

《 JALオンラインユーザーの皆様へ 》

# JALオンラインInformation

info

## 往復割引・特別乗継割引運賃の精算方式統一について

2015年3月にもご案内しております往復割引・特別乗継割引運賃の精算方式について改めてお知らせいたします。往復割引・特別乗継割引運賃の精算について、現行は「J方式」「A方式」のいずれかを選択いただいておりますが、新システムへの移行に伴い、A方式に統一させていただくことになりました。

J方式の企業さまは「A方式統一運用開始」より、A方式へ移行となりますのでご了承のほどお願いいたします。

### [精算方式]

J方式・・・搭乗日の往復割引運賃、特別乗継割引運賃にて精算する方式

1区間しか使用されなかった場合は、有効期限月の翌々月に大人普通運賃との差額を請求

A方式・・・1区間目は、搭乗日の大人普通運賃にて請求し、2区間目は、旅程運賃の合計額から1区間目の大人普通運賃を差し引いた額で精算する方式

1区間しか使用されなかった場合でも、後日差額請求は発生しません

例： 往復割引運賃(片道)・・・20,000円 大人普通運賃・・・30,000円の場合のJ方式A方式の違い。

J方式 ⇒ 1区間目/往復割引運賃 20,000円 2区間目/往復割引運賃 20,000円

A方式 ⇒ 1区間目/大人普通運賃 30,000円 2区間目/往復割引運賃往復分-大人普通運賃 10,000円

### A方式統一運用開始：2016年4月1日(金)以降に1区間目の請求が発生する航空券より

#### 《 J方式企業さまの過渡期取扱いについて 》

例： 往復割引運賃(片道) 20,000円 大人普通運賃 30,000円 の場合

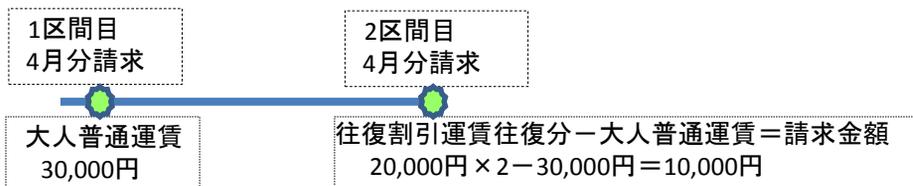
#### ① 1区間目：3月分請求 2区間目：4月分請求 → J方式



※ 1区間目の請求が2016年3月分以前に発生した航空券で2区間目を使用しなかった場合、大人普通運賃との差額請求は、航空券の有効期限月の翌々月となります。



#### ② 1区間目：4月分請求 2区間目：4月分請求 → A方式



※ 1区間目を大人普通運賃で請求するため、2区間目未搭乗でも後日差額請求は発生しません。

以上

#### 【内容についてのお問合せ先】

フリーダイヤル：0120-25-2852

有料：03-6720-8612 (9:00～18:00年中無休) もしくは担当営業までお願いします